

令和4年1月24日

事業主の皆様へ

名古屋市

名古屋市では、愛知県まん延防止等重点措置が実施されたことに伴い、保育所等をご利用の保護者の方に対し、**ご家庭での保育が可能な場合には、できる限り登園を控えていただくよう**お願いしております。

登園を控えていただくためには、事業主様のご理解・ご協力が必要不可欠です。まん延防止等重点措置が実施される状況も踏まえまして、事業主様におかれましては、当該従業員の休暇取得やシフト調整などに特段のご配慮をいただきたくお願いいたします。

感染拡大防止のため、なにとぞご理解ご協力をお願いいたします。

なお、国では保育所等の登園自粛要請に基づき、子の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成制度として「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を設けておりますことを申し添えます（「小学校休業等」とありますが、保育所の登園自粛も含まれます）。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya>

[/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html))

新型コロナ 休暇支援 検索

令和4年1月24日

保護者の皆様へ

名古屋市

保育所等の利用に関するお願い

令和4年1月21日に、愛知県に対し、「まん延防止等重点措置」が適用されました。

本市におきましては、保育所等は引き続き開所し、必要な保育は継続いたします。

しかしながら、本市においては、新型コロナウイルスの新変異株「オミクロン株」への感染拡大が続き、市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増していることから、1月25日から2月13日までの間、ご家庭で保育できる場合には、登園を控えてください。

お子さま、保護者の皆様、そして職員を感染から守るための大切なお願いとなります。保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 期間

令和4年1月25日（火）から令和4年2月13日（日）まで

2 お願いする内容

(1) ご家庭で保育できる場合、登園を控えてください

期間中は、ご家庭での保育が可能な場合には、できる限り登園（休日保育の利用を含む）を控えてください。

(2) 「保育利用状況確認書」の提出にご協力ください

保育が必要な状況を確認し、保育の体制を整えるために活用させていただきます。各園からの求めに応じて、別紙「保育利用状況確認書」の提出をお願いします。

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

期間中に登園を控えていただいた場合、登園を控えた日数に応じて利用者負担額（保育料）を減額します。

※対象期間中、登園をしなかった事由を問わず日割りの対象となります。

※一旦月額全額を納めていただいた後、減額分について、還付を予定しております。

※多くのお子さんが対象となるため、処理にお時間をいただく見込みです。あらかじめご了承ください。

子ども青少年局保育企画室 Tel:972-2528

